

平成16年10月15日臨時会会議録

1 日時

平成16年10月15日（金） 開会 午後2時00分

閉会 午後2時15分

2 場所

教育委員室

3 出席委員

委員長 數野 美つ子

委員長職務代理者 砂田 清子

委員 高木 恒雄

委員 村瀬 光一

教育長 石毛 成昌

4 出席職員

教育次長 高崎 哲郎

管理部長 松本 泰彦

学校教育部長 坂口 和治

管理部参事兼総務課長 瀬上 清司

学務課長 小湊 裕一

5 議案等

議案第35号 教育長の任命について

報告第5号 職員の任免について

報告第6号 県費負担教職員の任免に関する内申について

6 議事の内容

開 会 宣 告 午後2時

【委 員 長】

ただいまから教育委員会会議臨時会を開催いたします。

それでは、議事に入りますが、議案第35号「教育長の任命について」は人事に関する案件ですので、船橋市教育委員会会議規則第14条第1項の規定により審議は非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

【全 委 員】

異議なし。

【委 員 長】

異議なしと認めます。議案第35号は非公開といたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第35号「教育長の任命について」審議しますので、関係職員以外の方は退場願います。

(関係職員以外退場)

議案第35号「教育長の任命について」は、石毛成昌委員を教育長に任命することについて、全員異議なく可決された。

【委 員 長】

それでは、議事を続けます。

職員を入場させてください。

(職員入場)

【委 員 長】

それでは、議事を続けます。

報告第5号「職員の任免について」総務課、報告願います。

【総 務 課 長】

報告第5号「職員の任免について」報告させていただきます。

これは、船橋市教育委員会組織規則第3条の2第1項の規定による臨時代理によりまして、職員の任免について、資料のとおりに決定したものでございます。

1番目の勧奨退職した職員、生涯スポーツ課主幹、それから丸山公民館長の2人が勧奨でおやめになりました。

それから、2番目でございますけれども、市長部局へ出向した職員、社会教育課の主幹(課長補佐事務取扱)が医療センターへ異動いたしました。

社会教育課の補佐が空席になりましたので、社会教育課の主幹を課長補佐事務取扱といたしました。

丸山公民館長が勸奨退職した後へ、市長部局から職員 1 人異動したものでございます。

【委員 長】

ただいま報告がありました。何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【委 員 員】

生涯スポーツ課主幹の方もおやめになっているのですが、その方の補充はなさらないのですか。

【総 務 課 長】

補充してございます。ここで報告する事項が教育機関の長、それから主幹以上ということになっております。主幹の後へ財務課の副主幹を異動させました。

【委 員 長】

ほかにごいませんか。

【各 委 員 員】

なし。

【委 員 長】

続きまして、報告第 6 号「県費負担教職員の任免に関する内申について」学務課、報告願います。

【学 務 課 長】

それでは、報告第 6 号「県費負担教職員の任免に関する内申について」報告させていただきます。

船橋市教育委員会組織規則第 3 条の 2 第 1 項の規定によりまして、臨時代理により、校長及び教頭の任免に関する内申について、お手元の資料のように決定したものでございます。

なお、「記」 1 番目の教頭につきましては、南本町小学校の安田武美教頭が休職に入ったことによるものでございます。

また、2 番目の校長の退職につきましては、さきの議会における教育委員の同意に関連してのことでございます。

なお、船橋中学校の後任校長につきましては、本日行われます県の教育委員会で決定され、その結果が正式に通知されましたら皆様にお知らせする予定でございます。

つきましては、その校長が着任するまでの間、船橋中学校は教頭が職務を代行している

ところでございます。

【委員 長】

ただいまの報告について、何かご意見、ご質問はございますか。

【各 委 員】

なし。

【委員 長】

本日予定していました議案等の審議は終了いたしました。ほかに何かございますでしょうか。

【各 委 員】

なし。

【委員 長】

これで教育委員会会議臨時会を閉会いたします。

閉 会 宣 告 午後2時15分